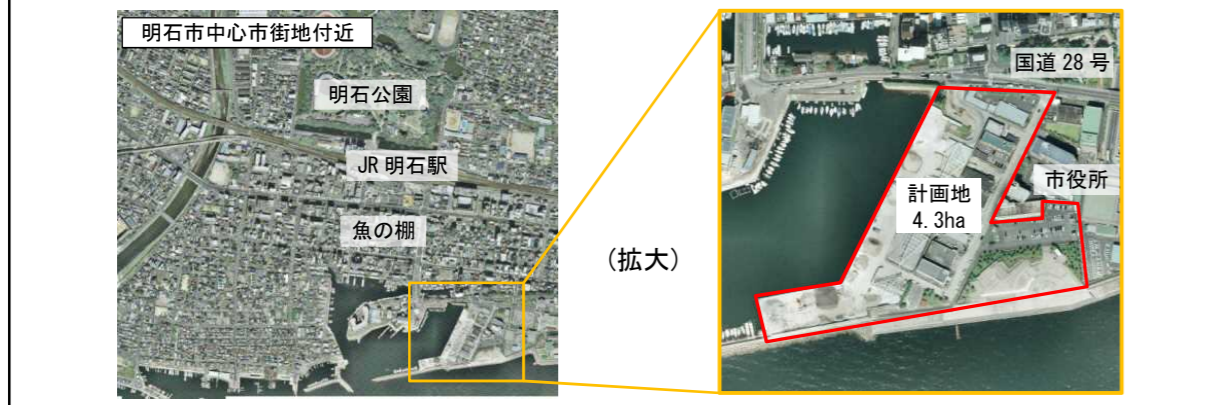
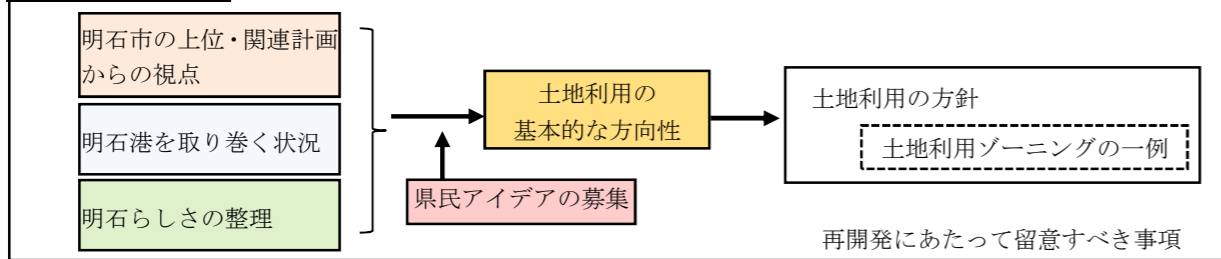


1. 計画対象地



2. 計画の構成



3. 現状分析と県民アイデア募集

(1) 明石市の上位・関連計画からの視点

- ・まち・ひと・しごと・創生総合戦略
- ・第5次長期総合計画
- ・都市計画マスタープラン
- ・観光振興基本構想
- ・中心市街地活性化基本計画

⇓ (明石港への要請を抽出)

- ✓ にぎわいづくりに寄与する親水空間の創出
- ✓ 海を感じる観光資源としての利用促進
- ✓ 中心市街地活性化の南の拠点として整備

(2) 明石港を取り巻く状況

人口	市全体で増加傾向 (特に中心市街地で顕著)
観光	主目的は 「特産品の買い物・食事」
開発	明石駅前南地区開発 たこフェリー跡地開発
水域	漁船、プレジャーボート利用 砂砂利の荷役

(3) 明石らしさの整理

- ・鯛、たこ、のり、明石焼きなどの「食」
- ・明石海峡を望む風光明媚な環境
- ・神戸大阪から通勤、通学が便利な住宅都市

(4) 県民アイデア募集

[募集期間] H28. 11. 5~11. 25

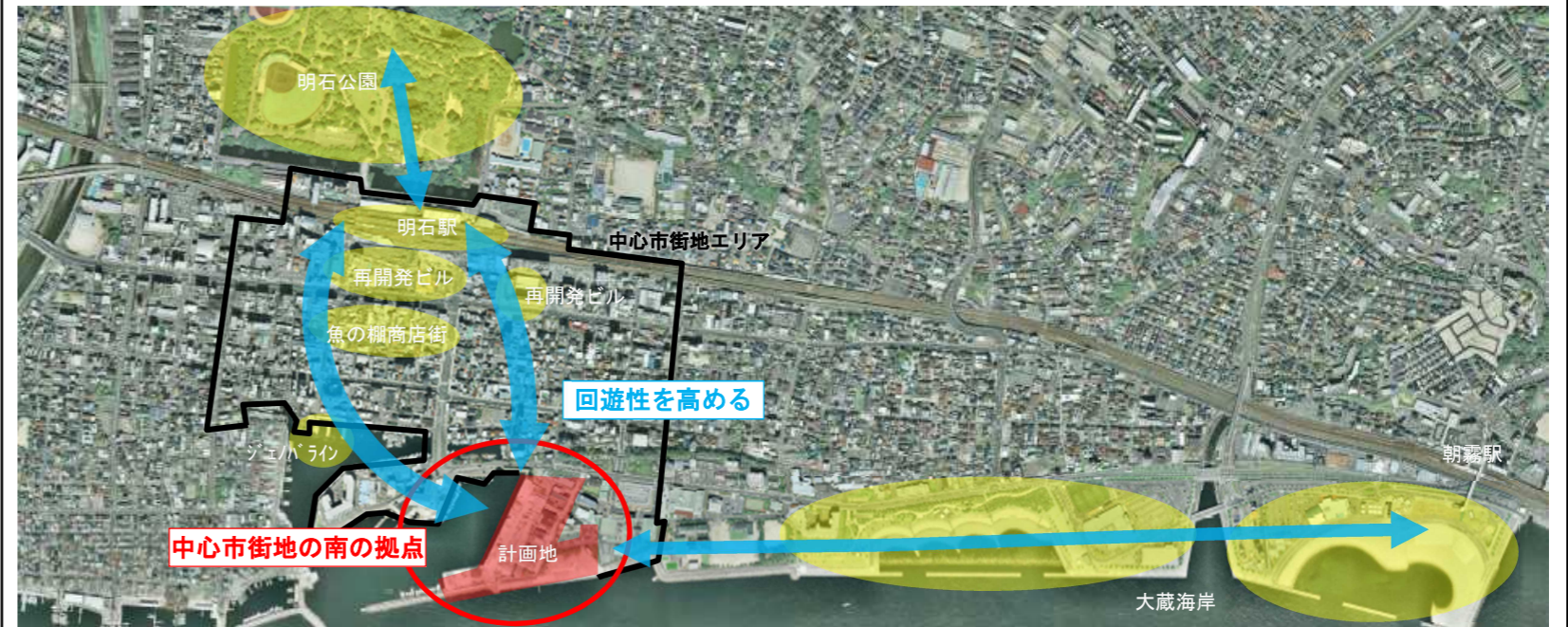
[結果] 138人から計 483件 (23機能) のアイデア

計画地に要請される機能	分類(件数)
1 釣り	レクリエーション (128件)
2 生物の展示	
3 マリンレクリエーション	
4 クルーズ	
5 キャンプ	
6 眺望	
7 親水広場	食の物販・体験 (124件)
8 食	
9 地域物産の販売	
10 カフェ・酒場	
11 観光資源の体験	滞在 (90件)
12 宿泊	
13 道の駅	
14 市内回遊の滞在・拠点	居住・公園 (63件)
15 市内周遊の促進	
16 住居	
17 運動	商業・娯楽 (37件)
18 公園	
19 ショッピング	
20 イベント開催の場	学習 (12件)
21 アミューズメント	
22 展示・学習機能	その他 (29件)
23 その他	

➡結果] にぎわいに関する内容が 95%を占めた

4. 土地利用の基本的な方向性と方針

＜土地利用の基本的な方向性＞
中心市街地の南の拠点を形成し、回遊性を高めることにより、中心市街地のさらなる「にぎわい創出」を図る



にぎわいづくり

[方針①] 活気に溢れ多くの人々を惹きつけるにぎわい空間の形成

- ・多くの人々を呼び込むにぎわい空間の形成
- ・「魚」を中心とした明石の特産を活用

【施設例】

- ・飲食施設
- ・体験型施設
- ・地域物産販売
- ・カフェ
- ・ショッピング

[方針②] 明石海峡の風光明媚な環境と触れ合える場の提供

- ・明石海峡に面する良好な立地特性の活用
- ・憩いの場など親水空間の形成
- ・市民への水際線の開放と眺望の確保

【施設例】

- ・親水広場
- ・プロムナード
- ・ボートパーク
- ・キャンプ場
- ・釣り場

[方針③] 明石と来訪者を結びつける滞在拠点の創出

- ・中心市街地の回遊を促す拠点の形成
- ・観光客への案内・情報提供機能の導入
- ・癒しと安らぎを提供する滞在空間の形成

【施設例】

- ・情報発信施設
- ・ホテル

[方針④] 中心市街地の回遊を促す交通・観光ネットワークの形成

- ・来訪者を迎え入れるエントランス空間の形成
- ・交通アクセスの利便性向上
- ・安全で快適な歩行者や自転車の通行導線の確保

【施設例】

- ・バスロータリー
- ・歩道整備
- ・サイクリングロード

[方針⑤] みなとの機能を活かした海上周遊及び海上交通機能の強化

- ・岸壁等の施設を活かしたクルーズ機能強化
- ・瀬戸内海への玄関口として、観光体験の提供

【施設例】

- ・クルーズターミナル
- ・海上交通発着場

[方針⑥] 安全安心の確保と良好な居住環境の提供

- ・災害に対する安全安心の確保
- ・水辺を身近に感じ快適に利用できる空間の形成
- ・住宅等の整備による定住の促進

【施設例】

- ・公園
- ・マンション

交流の促進

良好な居住環境



※ 本資料は、計画本編の主な内容を抜粋し記載したものです。

明石港東外港地区再開発計画 概要版 (2/2)

5. 土地利用ゾーニングの一例

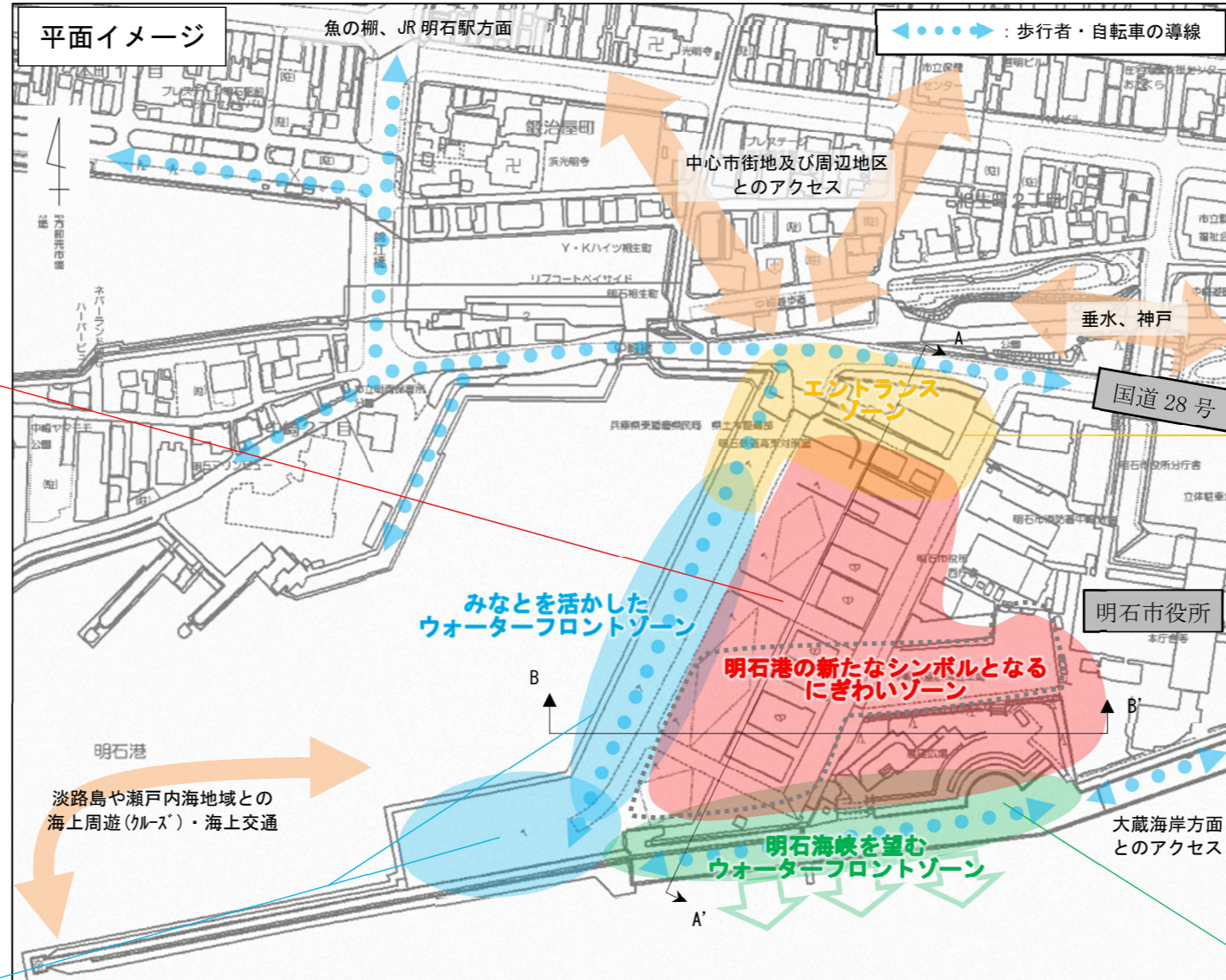
方針①活気に溢れ多くの人々を惹きつけるにぎわい空間の形成
 方針③明石と来訪者をつ結びつける滞在拠点の創出
 方針⑥安全安心の確保と良好な居住環境の提供
 「中心市街地南の拠点を生み出す」という観点から、飲食施設や体験型施設など、にぎわいを生み出す集客・滞在拠点を形成する【明石港の新たなシンボルとなるにぎわいゾーン】を計画地中央部に配置する。
 また、ホテル、マンションについては、高層階を活用する。

方針②明石海峡の風光明媚な環境と触れ合える場の提供
 方針⑥安全安心の確保と良好な居住環境の提供
 「住民にとっての憩いの場の確保」、「水際線の開放」、「明石海峡を望む眺望の確保（ビューポイントの創造）」という観点から、来訪者や市民にとっての憩いの場を形成する【明石海峡を望むウォーターフロントゾーン】を計画地南側に配置する。

方針④中心市街地の回遊を促す交通・観光ネットワークの形成
 「来訪者を迎え入れるエントランス空間の形成」、「交通アクセスの利便性向上」という観点から、計画地を象徴するウェルカムゲートに加え、バスロータリーや情報案内など、来訪者を迎え入れるための交通・観光拠点を形成する【エントランスゾーン】を計画地の入り口に配置する。
 駐車場については、防潮堤との高低差を利用して確保する。

方針④中心市街地の回遊を促す交通・観光ネットワークの形成
 方針⑤みなとの機能を活かした海上周遊及び海上交通機能の強化
 「中心市街地の回遊」、「水際線の開放」という観点から、水辺を快適に散歩することができるプロムナード等の歩行者空間を形成するとともに、「船上観光や海路の魅力を発信・体験する」観点から、クルーズ拠点を形成する【みなとを活かしたウォーターフロントゾーン】を計画地西側に配置する。

<施設イメージ>



<施設イメージ>

